

衆議院憲法審査会

平成 27 年 6 月 4 日 (木)

参考人発言 レジюме

小林節 (慶大名誉教授・弁護士)

憲法保障

1. 立憲主義

権力者の恣意でなく法に従って権力が行使されるべきである…という政治原則

: 人間の本質に由来する現代世界の常識

2. 憲法保障

憲法規範と憲政の現実の乖離を予防・匡正することと、そのための仕組み

: 最高法規性の宣言 (98 条 1 項)、公務員の憲法尊重擁護義務の明定 (99 条)、三権分立制、二院制、議院内閣制、司法審査制 (81 条: 司法型⇔憲法裁判型)、改正手続きの存在と硬硬化 (96 条)

3. 憲法改正権の限界

論理的限界 (憲法制定権力の領域には踏み込めない) と価値的限界 (「自然法」: 普遍的価値は侵害できない)

: 「8 月革命」の意味

4. 憲法の番人としての主権者国民

民意 (メディアの責任大) と選挙